

第37回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和5年7月5日(水)午後1時30分より、第37回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について

第3号議案 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	13番 水主 哲寛
14番 山本 晃一郎			

(欠席委員)

8番 中西 秀友

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。

本日は中西委員から欠席の届がなされております。

本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 3 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。

また、水谷推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。

それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 3 7 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、徳田委員、中林委員のお二人にお願いいたします。

現地調査委員につきましては、辻委員、山本委員のお二人です。

ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。

事務局より、説明願います。

局 長

それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 3 件をご説明申し上げます。

番号 1 及び 2 につきましては、同一世帯内、具体的には親子間での持ち分贈与となります。営農計画はいずれも水稻栽培となっております。

次に番号 3 でございますが、譲渡人は耕作が困難なため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権の移転を行おうとするものです。

本件土地に関しては、本件譲渡人が令和元年 7 月に 3 条許可を受け、8 月に所有権を取得されましたが、その後、砕石敷にされるなど、問題のあったところで、再三にわたり指導を行ってきた経過があります。

また、令和 3 年に本件譲渡人から別の市街化区域内農地の取得について相談があり、本件土地が耕作されない限り、全部耕作要件を満たさず、許可できないと指導したところ、土を入れて果樹と野菜を作付けされましたが、その後は十分な肥培管理が行われず、この春先に辛うじて草刈りをされたという状況です。

譲受人の営農計画では、ネギを栽培する計画となっております、来年 3 月まで土づくり、4 月に作付けという予定となっております。

本件土地については、先ほども申し上げましたが、砕石敷きの上に土砂が入れ

	<p>られている状態なので、営農計画通りに進むかどうか、注視していく必要があると考えております。</p> <p>なお、本議案につきましては、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しないと認識しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
辻会長職務代理者	<p>報告します。去る6月26日、事務局の案内で山本委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の安田町の利用状況につきましては、現況は田植え後の状態で、適正に管理されていました。</p> <p>番号2の安田町の利用状況につきましては、現況は不作付地で、草が少々生えておりましたが、適正に管理されていました。</p> <p>番号3の伊勢田町、及びの利用状況につきましては、現況は不作付地で、草が少々生えている状態で管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきましては、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
今村委員	<p>番号3についてですが、営農計画ではネギ作るとのことですが、見た感じ作れそうですか。</p>
辻会長職務代理者	<p>一応草は刈られていますが、地面は砕石があります。</p>
局長	<p>現状は砕石で敷き固めた上に、良質とは言えない土を敷かれて、ネギ等を植えられた状態です。そのネギも何個かは残っている状態です。</p>
今村委員	<p>放ったらかしということですか。</p>
局長	<p>そうです。</p>
議長	<p>要は、譲渡人が宅地にするつもりで砕石を入れたんです。注意を受けたので上に土をさっと入れて、ネギを植えます、果樹も栽培しますと一度植えられました</p>

<p>社社長職務代理者</p>	<p>が、作物が育つような土ではありませんので、生育は良くなかったです。</p> <p>土を掘り返したら、耕作できないことはないと思います。</p>
<p>局長</p>	<p>そのような土地ですので、今後も注意して見守っていただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>しかし譲受人は、当該地を耕作してくれそうな人なんでしょうか。</p>
<p>徳田委員</p>	<p>譲渡人と譲受人は知り合いなんですか。そんな土地であるにも関わらず買いますと仰っているということなんですよ。</p>
<p>議長</p>	<p>私はこの方々の関係は知りませんが、市場の向こうの農地を買ったのと同じ方です。</p>
<p>今村委員</p>	<p>この間、市場の向こうの農地は一応草刈りされていました。</p>
<p>中林委員</p>	<p>一応三角地もきれいにしてから此処も買いますということですので、文句は言えません。</p>
<p>議長</p>	<p>大久保の農地も買われましたよね。そこはどうなっていますか。</p>
<p>局長</p>	<p>そこは春先に買われたばかりなので、まだそのままの状態ではあります。</p>
<p>議長</p>	<p>農家資格をお持ちではありますが、もともと百姓の方ではありませんよね。</p>
<p>江口推進委員</p>	<p>譲受人は、ネギの出荷実績はあるんですか。</p>
<p>局長</p>	<p>宇治市内ではありません。</p>
<p>江口推進委員</p>	<p>大阪ではあるんですか。</p>
<p>局長</p>	<p>そこまでは確認できておりません。</p>
<p>江口推進委員</p>	<p>1年目は土地改良、畑地作りと書いてありますが、粗収見込みは750万円、収穫見込みは2,500kgとあります。これは本来0ですよ。ひな型があって、その通りにとりあえず書いたように見えて仕方ありません。収入がないはず</p>

	<p>なのに2年目、3年目とすべて同じで、適当に書かれたものが通ってしまっているように思います。</p>
多田委員	<p>私も、畑地作りで収入があるのはおかしいと思います。</p>
議長	<p>事務局としては、受付段階で断る理由がないということです。それを農業委員会が認めるか認めないかになります。皆さんどう思われますか。</p> <p>市場のところは草刈りされましたが、何も作付けされておりません。</p> <p>50,000㎡以上の農地を経営されていますが、これは何を作られているんですか。</p>
局長	<p>何を作られているかまでは分かりません。枚方市からの営農証明に記載されている面積です。</p>
議長	<p>枚方市の営農証明があるなら、ちゃんとされているんじゃないですか。</p>
局長	<p>内訳までは分かりません。我々も他市から照会があったら営農状況を報告します。</p>
江口推進委員	<p>誓約事項の問題もあって、確かに営農する人を見極めて許可を出す出さないというところまで話をしていましたが、コピーした内容でも通ってしまうんじゃないかと、ちょっと気になっています。</p>
局長	<p>ご指摘の営農計画書の書き方については、更に気を付けて確認する必要があるかもしれません。それから会長も仰いましたが、第3条の許可をするかしないかに係る判断材料につきましては、少なくとも現にお持ちの農地を耕作しようとするればできる状態に管理していただいていたら、これまでの経過からしても少なくとも今回は認めざるを得ないのではないかと感じております。ただ、営農計画書は今年度から新たに様式を変え、詳しく記載を求めていますので、営農計画書のとおり耕作してくださいと指導することは可能かと思えます。</p>
多羅尾委員	<p>いずれにしても、事務局の見解としては今回は不許可にはできないということですよね。それなら一筆書いてもらうとか、そういった方向でいかないと仕方ないんじゃないでしょうか。</p>
局長	<p>営農計画書の様式を変更し、誓約事項を記載した上で署名ももらっております</p>

	<p>ので、この件に関してはそれ以上に一筆をとるとするのは難しいのではと考えております。</p> <p>許可は下ろすとして、営農計画書に基づいて早急に作付けするように、という指導を併せて行うという形になるかと思えます。</p>
江口推進委員	宇治市では初めての取得ですか。
局 長	いいえ。
江口推進委員	それなら、草生やしっぱなしのところがある場合、申請が出てきてもちゃんと管理してください、管理できてからじゃないと受けられませんと言えるんじゃないですか。
議 長	市場の向こうの所と大久保の所も買われましたが、一向に何も作付けされていません。
徳田委員	作付けできていないなら、それを行わなければ許可できないのももう少し待ってくださいと今回保留する理由になりませんか。
局 長	<p>市場の横については草が生えておりましたが、全部刈られて当該地の手続きをされているので、これを不許可にするのは今回は難しいかと思えます。また、継続審議で作付けが済むまで保留にするということも、今日の時点で判断することは難しいと思えます。</p> <p>ただ、本来的には委員の皆さんが仰るように、耕作してもらうための農地ですので、営農計画書に基づいて作付けするように、という指導は併せて行いたいと思えます。</p>
議 長	大久保の農地を買われたときはどういう営農計画だったんですか。
岸本囑託	水稻の計画になっておりました。
議 長	水稻は植わっているんですか。
岸本囑託	植わっていないです。
議 長	計画のとおり植わっていないなら問題じゃないんですか。

徳田委員	実績として、きちんとなされていないというのは不許可の理由にならないんですか。
局長	いつでも作付けできるように管理している形であれば、これまでの他の事例を踏まえると、今回については、直ちに不許可にすることは難しいのではないかと考えています。
議長	当該地は農振農用地です。ですので、農地以外に何もできません。何も作付けする気がなくとも、肥培管理しないとどうしようもない土地です。大久保はどうでしたか。
局長	大久保は市街化区域内農地です。
議長	大久保はそうですね。当該地は何かしようと思っても管理するしかありません。ただ、隣が運送屋なのが気がかりではあります。この頃はあまりはみ出していないませんが、以前は大きなトラックがはみ出して止まっていました。
江口推進委員	4 t ほどのダンプが止まっていました。
局長	それにつきましても、通報を受けて指導し、退けてもらったという経過はあります。
江口推進委員	しばらくダンプの駐車場になっていましたよね。
議長	地元の委員がしょっちゅう見ておかないといけませんね。 許可した上で、絶えず監視して指導するしかないでしょうか。
局長	今回は、そのように思います。農業委員会の判断なので不許可にはいけないということはありません。 その際は不服申し立てや裁判で、争うことも見据えて準備をしておく必要があります。
議長	1年経って何もされなかったら、許可を取り消すといったことはできないんでしょうか。もう売買してしまったら終わりですよ。あとは居直られたらそれまでになってしまいます。

局 長	第3条でも貸借の場合なら、解除条件付きで耕作してなかったら取り消すということも可能ですが、所有権の場合はそういったものが一切ないので、後は粘り強く指導するしかありません。
議 長	農用地ですので何も転用できないし世話ばかりしないといけません。果樹も植えられていましたが、あんな状態で育つはずがありません。農業はそんなに甘くないです。
江口推進委員	買ったあとすぐに砕石入れてローラーもかけていました。あとはアスファルトを敷くだけの状態でしたね。
議 長	農用地なので何もできないのに、おそらくどこかに貸そうとしていたんでしょう。隣ももともとは農地だったのに牧場から運送屋になってしまいました。農業会議にも制度がおかしいと何度も訴えています。もとは牛舎にするために宅地になりましたが、第三者に渡ってしまえば、もともと農地であったことなど知らないとなります。その反対側も農家住宅として建てられましたが、第三者に売却されて事務所になってしまっています。
山本委員	結論的に今回は不許可にすることができないのなら、根強く指導していかないと仕方ないということですよ。
議 長	別の所有者の田ですが、草がひどく繁茂しているところも、何度訴えても行政代執行のハードルは高いと言われます。
多羅尾委員	夏は草が伸びてきてますます厳しいですね。
議 長	冬は枯れてまだマシになりますが、何度言っても改善されません。
多羅尾委員	譲受人ですが、やってもらえるかどうか分かりませんが枚方市農業委員会に対して、農業経営の実態を調査してもらうことはできないのでしょうか。本当に真剣に農業をされている方なのかどうか、調べてもらえたらと思いました。
局 長	実際に本人が作業されているかどうかは分かりませんが、少なくとも枚方市から耕作状況等証明が発行されております。草刈りだけの保全なのか、作付けされているのかは分かりませんが、この証明によって適正に管理はされているということになります。

多羅尾委員	これからも第3条で農地取得される可能性がありますよね。今後も第5条絡みで同じようなことが続くかもしれません。
議 長	営農計画も立てられておりますので、注目して監視するしか仕方がないかと思えます。
多羅尾委員	真面目な人なら良いですが、宇治市農業委員会は何も言わないと思われても困ります。
小島委員	譲受人は何歳くらいですか。
局 長	50代です。
小島委員	50代ならまだまだ耕作できますよね。ただ、実態としては全然農業されていないような感じですよ。
議 長	兼業です。
小島委員	不動産目的だとしたら困ったものですが、見極めることはなかなか難しいですね。
議 長	荒らしたりしなければ、人に作業をしてもらっていても構いませんが、どうしましょうか。条件を付けて、地元委員が優先的に注視するというところで如何ですか。
辻会長職務代理者	調整区域なので、何も転用できません。
議 長	他のところは、言わないといけないなと思うほど伸びた辺りで草刈りがされているような状態です。
徳田委員	何かされるような動きがあったときは指導しないといけないですが、今回に関しては現状、直ちに不許可にできるだけの理由がないということですよ。
山本委員	それしかないかと思えます。
議 長	今回、直ちに不許可とするだけの理由はないですが、前回取得された農地で何

	<p>ら作付けがされていないことは問題ではあります。ちゃんと作付けしていただけるように、農業委員会としても注視していくということでよろしいでしょうか。営農計画どおりにきちんと耕作してもらうことを条件に、許可ということで如何ですか。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p>
局 長	<p>次に、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」をご説明申し上げます。</p>
議 長	<p>本議案につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、山本委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
山本委員	<p>報告します。去る6月26日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の神明、及び の利用状況につきましては、一体の農地で、夏野菜の畑となっており、収穫後の様相でした。</p> <p>榎島町 の利用状況につきましては、色んな種類の夏野菜が植わっていました。</p> <p>小倉町 の利用状況につきましては、水稻が植えられておりました。</p> <p>小倉町 の利用状況につきましては、ネギが植えられておりました。</p> <p>伊勢田町 の利用状況につきましては、水稻が植えられておりました。</p> <p>伊勢田町 の利用状況につきましては、キャベツ畑で、一部残っており</p>

	<p>ましたが収穫された後の状態でした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>地図番号12は、草が繁茂している場所でしたか。</p>
山本委員	<p>そうでした。</p>
議 長	<p>面積は合計でいくらですか。</p>
局 長	<p>納税猶予の対象面積は、14,213.4㎡です。</p>
社会長職務代理者	<p>神明の畑がすごく大きな面積ですね。</p>
山本委員	<p>あそこが特に大きいですね。</p>
議 長	<p>そこは野菜を作られているんですか。あまり収穫されてなさそうですが、どうされているんでしょう。</p>
山本委員	<p>値段次第で出荷したり出荷しなかったりするんじゃないでしょうか。</p>
社会長職務代理者	<p>一か所すごい量を作られていました。</p>
山本委員	<p>沢山植わっていました。</p>
議 長	<p>キャベツも全然収穫されていませんよね。その前もネギが植わっていましたが、何も収穫されていない様子でした。</p>
山本委員	<p>ネギは植わっておりましたが、そのままでした。</p>
議 長	<p>神明は生産緑地ですが、今回解除されないんですね。</p>
多田委員	<p>猶予を受けられなくなるので外さなかったのかもしれませんが。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p>

	<p>異議なしの声</p> <p>議長 ただ今の異議なしをもって「第2号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に「第3号議案 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>本議案については4月28日及び6月6日の定例総会にて、審議のうえ継続審議としたものでございます。</p> <p>この間、拡大農政部会を2回開催していただき、議案のとおり本委員会の意見案を取りまとめていただいたところです。</p> <p>まずは事務局より説明願います。</p>
<p>局長</p>	<p>それでは、「第3号議案 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」でございますが、議案書については、6月29日の拡大農政部会で協議、取りまとめの上、6月30日に各委員あてに発送させていただいております。</p> <p>まず、前回の審議において、水谷推進委員から水路の管理方法について、農家負担とならないようにという趣旨で管理方法を明確化するよう意見がありましたが、宇治市からは、現在、巨椋池土地改良区と調整中で詳細については結論に至っていないが、将来的に最適な方法を検討し、水路の新設や維持管理において農家負担が新たに増えることがないよう、宇治市が責任を持って巨椋池土地改良区と調整を図るとの見解が示されましたので、報告いたします。</p> <p>それでは、議案を読み上げさせていただきます。</p> <p>宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</p> <p>今回の宇治農業振興地域整備計画の変更については、法的要件が整い、かつ『地域経済の活性化、ひいては定住人口の増加をはじめ地域全体の活性化につながる』として変更されるものであっても、食料安全保障の気運が高まる中、農業生産の基盤である広大な農地が失われることを重く受け止める必要があります。</p> <p>また、治水をはじめ農地が有する機能や周辺の営農環境への影響を懸念する声もあります。</p> <p>今回の宇治農業振興地域整備計画の変更が、将来に禍根を残すことにならないよう、宇治市の責任において諸課題の解決を図られるよう要請します。</p>

	<p>併せて、本市の農業の未来に明るい展望が開けるよう、農産物の価格低迷や後継者不足等に見られる農業の本質的な課題及び地域事情を十分に踏まえるとともに、農業者一人一人の声に耳を傾け、さらなる農業振興に取り組まれるよう強く要望します。</p> <p>取組にあたっては、農業振興予算の確保を含め、一過性で終わることなく、発展的かつ継続的な取組とし、農地の保全や確保にも真摯に取り組まれるよう求めます。</p> <p>今後、諸手続きを経て事業化が実現した折には、広大な農地の減少に見合う以上の政策効果が発揮されることを、本委員会としても注視していく考えです。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長	<p>続きまして、井内農政部長より、拡大農政部会におきまして協議していただいた内容について、報告をお願いいたします。</p>
井内委員	<p>それでは、拡大農政部会における協議内容を報告申し上げます。</p> <p>拡大農政部会については、6月6日及び29日の計2回開催し、本日の議案として取りまとめを行ったところです。</p> <p>取りまとめにあたっては、時には議論を戦わせながらも各委員の意見を尊重する形で議案にしっかりと反映することが出来たと考えております。</p> <p>社会状況の変化については一定理解しながらも、宇治市として、広大な農地が失われることの重大性を認識し、責任をもって諸課題の解決とさらなる農業振興に取り組んでいただく必要があることを訴える内容となっております。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長	<p>何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
多羅尾委員	<p>部会の中でも言っていましたが、農地の減少に見合うよう、市としても宇治市農業のために、間に合わせ的なものではなく将来を見据えた上での予算確保等をしっかりやっていただきたいと思います。</p>
辻会長職務代理者	<p>今回、農業予算が急激に増えました。一過性のものではなく、ずっと維持していただきたいと思っています。</p>
小島委員	<p>農用地が減るということは農家にとってはダメージですので、どこかで農用地を増やしていただきたいとは思いますが。</p>

議 長	農用地を増やそうと思うと、どこか開墾しないと仕方ありませんね。
小島委員	白川でも事業をやると聞いておりますが、立て続けに20町も減ることになりますので、20町分ほど挽回するようなことを考えていただきたいなと思います。
議 長	今回、出来レースで仕方がないなとするのではなく、皆さんが仰ってくださったように、それだけの農地がなくなるのだから農業振興に力を入れるべきだと思います。小島委員が仰ったように減少分の農地を確保してほしいと言っても、それだけの面積を新たに確保するというのは宇治市の土地では難しいので、それならば残った農地に対して様々な補助や施策を考えてもらわないといけません。本議案の内容は、はじめの案よりももっと厳しく書くべきだと伝えて、局長にまとめ直してもらいました。私はこの文章で問題ないかと思いますが、他にもっと厳しくすべき、付け加えるべき等ご要望はありますか。明日に回答の予定ですので、今直す部分がなければこの文章で回答することになります。何かご意見がありましたら、この際ですので仰っていただけたらと思います。
中林委員	これが部会でまとまった最終案ですので、私もこれで良いと思います。
議 長	農業予算は倍近く増えましたが、それを農家を実感できるような施策に使ってほしいとは伝えてあります。
江口推進委員	条件が付きすぎても使いにくいので、使いやすい予算であってほしいとは思いますが。
議 長	<p>予算はあるので、やってほしいことはどんどん言わないといけないと思います。こんなのをやってほしい、これにもっと使ってほしいという要望は伝えていけないといけませんね。宇治市内の巨椋池は、ハウスは他所に比べてあまり多くありません。他市に行くとハウスが沢山あります。ということは野菜農家はあまり多くなく、米作農家が多いということです。ですので、米に対して補助をするように伝えていました。</p> <p>ハウスをしようと思うと、専業農家でないと厳しいです。宇治市の場合は兼業農家が多いので、ハウスをしている人は冬場は水がないので、井戸がほしいという意見が青年部から出ていていると聞いています。そこに使わないといけないという思いがあって、そちらに予算が回されたのだと思います。ダメ元でもやってくれと、どんどん意見を出さないといけません。</p>

今村委員	リース形式のものも農協と連携してやっていたと思います。
中林委員	他所の市町村農家は宇治は良いなと言ってくれますが、なかなか借り手がありません。
江口推進委員	昔はビニールへの補助もあったと思います。生産力を上げるために定期的に張り替える方が良いということでした。
議 長	そういう需要を伝えていかないといけません。
中林委員	条件なしでもいけるようにしてほしいというのは、農業委員会でも他の場所でも要望しているところです。
議 長	張り替えと言えば、寒冷紗と幕があります。幕を張り替えるためにも補助をくれます。ビニールの張り替えも要望していくべきです。要望せず黙っていたら分かりません。そういう細かいところでも構いません。行政に伝えていかないといけません。お茶摘みさんの募集でも補助をくれますが、それは勝手にくれるようになったわけではなく、要望したから実現しました。ダメ元でも伝えていきましょう。 本議案について、他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第3号議案 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」は、議案の内容を本委員会の意見とし、宇治市長に回答するものと決めます。 なお、この回答文書につきましては、明日7月6日の午前10時に、辻会長職務代理人、井内農政部長と私の3人で市長にお会いして、直接手渡しさせていただきます。
	続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	それでは「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。 本件につきましては、分譲宅地16戸分を整備するための転用で隣接農地はあ

	<p>りません。</p> <p>なお、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p> <p>議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>
--	--

(午後2時27分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____